

令和6年度八王子市介護人材資格取得支援事業補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、介護人材の育成及び質の高い介護保険サービスの安定供給を図ることを目的として、介護人材の資格取得を支援するため、予算の範囲内において交付する八王子市介護人材資格取得支援事業補助金(以下「補助金」という。)について、補助金等の交付の手續等に関する規則(昭和35年5月16日八王子市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、以下のとおり定める。

介護保険サービス事業所

介護保険法(平成9年法律第123号)第8条及び第8条の2に規定するサービス(ただし、「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」、「居宅療養管理指導」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、「居宅介護支援」、「介護予防訪問看護」、「介護予防訪問リハビリテーション」、「介護予防居宅療養管理指導」、「介護予防福祉用具貸与」、「介護予防特定福祉用具販売」及び「介護予防支援」を除く。)を提供し、又は施設を運営する事業所をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程の研修(以下「初任者研修」という。)を修了し、かつ、市内の介護保険サービス事業所に就業する者。
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第5号に規定する研修(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第21条第1項第3号に規定する知識及び技能の修得を含む。以下「実務者研修」という。)を修了し、かつ、市内の介護保険サービス事業所に就業する者。
- (3) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条に規定する介護福祉士試験に合格し、同法第42条第1項に規定する登録(以下「介護福祉士の登録」という。)を受け、同条第2項において準用する第30条の規定による介護福祉士登録証の交付を受けた者(以下「介護福祉士」という。)であり、かつ、市内の介護保険サービス事業所に就業する者。

(補助金交付対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、次に掲げる資格区分ごとに該当する経費とする。

(1) 初任者研修及び実務者研修

研修に係る受講料及び講座指定の教材費(以下「受講料等」という。)であって、補助金の交付を受けようとする者が当該研修を実施した養成機関に支払いをしたことが証明できる額とする。また、支払いに係る手数料については、対象経費としない。

(2) 介護福祉士

介護福祉士試験受験対策講座の受講料(講座指定のテキスト代、模試の費用等を含む。)、介護福祉士試験受験手数料、介護福祉士登録手数料の合計額(以下「介護福祉士資格取得に要する費用」という。)であって、補助金の交付を受けようとする者が支払いをしたことが証明できる額とする。また、支払いに係る手数料については、対象経費としない。

(交付の要件等)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、次の(1)に掲げる要件を全て満たすとともに、(2)又は(3)いずれかの要件を満たす者とする。

(1) 共通要件

ア 初任者研修若しくは実務者研修(以下「研修」という。)を修了していること、又は介護福祉士国家試験に合格し、介護福祉士の登録を受け、介護福祉士登録証の交付を受けていること。

イ 介護職員(身体介護等専門的な介護を行わない補助職等含む)として、市内の介護保険サービス事業所(市長が特段の事情があると認める場合を除き、同一の事業所に限る。)に、3か月継続して勤務したこと。

ウ 申請日時点まで、イの事業所に引き続き勤務していること。

エ 就業先である介護保険サービス事業所の運営法人等に直接雇用されていること。

オ 研修の受講に係る経費、介護福祉士試験受験対策講座の受講料(講座指定のテキスト代、模試の費用等を含む。)、介護福祉士試験受験手数料、又は介護福祉士登録手数料について、いずれも他の公的な補助(教育訓練給付金等を含む)を受けておらず、今後も受けないこと。

(2) 新規就労者

前号イに掲げる要件を満たした日が、令和6年(2024年)1月1日以降であること。ただし、就業から過去1年間に市内の介護保険サービス事業所で勤務したことのある者を除く。

(3) ステップアップ対象者

第1号アに掲げる要件を満たした日(以下「資格取得日」という。)が、令和6年(2024年)1月1日以降であること。ただし、第4条で規定する経費を分割により支払ったことなどにより、当該支払いの完了が資格取得日以降になった場合は、支払いの完了日が令和6年(2024年)1月1

日以降であること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、対象経費(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項第1号又は第2号に規定する介護員養成研修事業者(以下「介護員養成研修事業者」という。))又は社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、都道府県知事の指定した養成施設(以下「実務者養成施設」という。))又は就業先である介護保険サービス事業所の運営法人等から当該経費について補助等を受け、又は受ける予定である場合には、受講料等から当該補助等に係る額を控除した後の経費)のうち市長が必要であると認めるものについて、別表1に掲げる区分に応じて定める額を上限とする。ただし、当該補助金の交付を同一人が同じ資格について複数回受けることはできない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、資格を取得した後、電子申請サービスまたは書面により交付申請を行う。申請に必要な書類は、別表2のとおりとする。

2 前項に規定する申請の期間は、次に掲げる各号のとおりとする。

(1) 電子申請サービスによる申請

令和6年(2024年)4月15日～令和7年(2025年)3月31日

(2) 書面による申請

令和6年(2024年)4月22日～令和7年(2025年)3月31日

3 第1項の規定による申請について変更が生じた場合は、遅滞なく市長に八王子市介護人材資格取得支援事業補助金交付申請内容変更届(第4号様式)を提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否及び交付額を決定し、その旨を八王子市介護人材資格取得支援事業補助金交付決定(却下)通知書(第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

2 前条第1項に規定する申請は、予算の範囲内において交付の可否を決定することとする。ただし、予算の範囲を超えた日に複数の申請があった場合、優先順位は以下のとおりとする。

①電子申請サービスによる申請(到着時間順)

書面による申請の中で抽選

3 前条第3項に規定する変更届があったときは、その内容を審査し、交付の可否及び交付額を決定し、その旨を八王子市介護人材資格取得支援事業補助金変更交付決定通知書(第5号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 第7条第1項の規定による申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該申請を取り下げようとするときは、速やかにその理由を付して市長に八王子市介護人材資格取得支援事業補助金交付申請取下げ書(第6号様式)を届け出なければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付する旨の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部に相当する額を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受けたとき。
- (2) その他補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(交付時期)

第11条 補助金は、第8条に規定する額の決定後に交付する。

- 2 市長は、第8条の規定により補助金交付額決定の通知をしたときは、速やかに、当該申請をした者が指定した金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表1(第6条関係)

	新規就労者	ステップアップ対象者
補助上限金額	初任者研修 100,000 円	初任者研修 50,000 円
	実務者研修 150,000 円	実務者研修 75,000 円
	介護福祉士 60,000 円	介護福祉士 30,000 円

別表2(第7条関係)

必要書類
<p>< 共通 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・八王子市介護人材資格取得支援事業補助金交付申請書(第1号様式) ・八王子市介護人材資格取得支援事業補助金支払金口座振替依頼書(第3号様式) ・本人確認書類 <p>< 初任者研修及び実務者研修 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講料等に係る領収書の写し又はそれに類する書類 ・養成研修事業者等が発行する修了証明書の写し <p>< 介護福祉士 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士資格取得に要する費用に係る領収書の写し又はそれに類する書類 ・介護福祉士登録証(社会福祉士及び介護福祉士法第43条第1項に規定する指定登録機関が交付したものに限る。)の写し